

大阪市告示第475号

南港中央野球場及び南港中央庭球場について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号。）第16条の2第3項及び第4項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額を承認したので、同条の2第5項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

1 南港中央野球場

区分	単位	利用料金		
		会費又は入場料を徴収しない場合	会費又は入場料を徴収する場合	日曜日、土曜日及び休日に規定する休日における使用
児童等	2時間までごとに (これに準ずるものを含む。)の生徒	6,000円	左記の3倍とする。	左記の2割増とする。
高等学校		9,000円		
その他の者		12,000円		
備考				
1 この表において、「児童等」とは小学校（これに準ずるものを含む。）の児童及び中学校（これに準ずるものを含む。）の生徒をいう。				
2 この表において、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。				

2 南港中央野球場の附属設備の利用料金

種 別		単 位	利用料金
更衣室		1 室 1 回につき	2,000円
放送設備		1 回 1 日につき	18,000円
スコアボード		1 回 1 日につき	24,000円
照 明 設 備	2,000ルクス 以上	2 時間までごとに	36,000円
	2,000ルクス 未 満		18,000円

3 南港中央庭球場の利用料金

区 分	単 位		利用料金	会費又は 入場料を 徴収する 場合の利 用料金
砂入人工芝コート	1 場所 1 回 (1 時間以内)		900円	左 記 の 1.5 倍 と する。
ハードコート	1 場 所 1 回 (1 時 間 以 内)	日曜日、土曜日及 び国民の祝日に関 する法律(昭和23年 法律178号)に規定 する休日		
		上記に定める日以 外の日	500円	

4 南港中央庭球場の附属設備の利用料金

種 別	単 位	利用料金
照明設備	1 時間までごとに	1,900円

5 実施年月日

令和6年4月1日から

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)